

2025 年 7 月 11 日

各 位

会 社 名 今村証券株式会社
代 表 者 名 取締役社長 今村 直喜
(コード：7175 東証スタンダード)
問 合 せ 先 内部管理部長 小原 久乃
(TEL 076-263-9815)

ご高齢のお客様向けサービス「家族サポート証券口座」の開始に関するお知らせ

今村証券株式会社（取締役社長：今村 直喜、以下「当社」）は、2025 年 7 月 14 日より「家族サポート証券口座」を開始いたします。

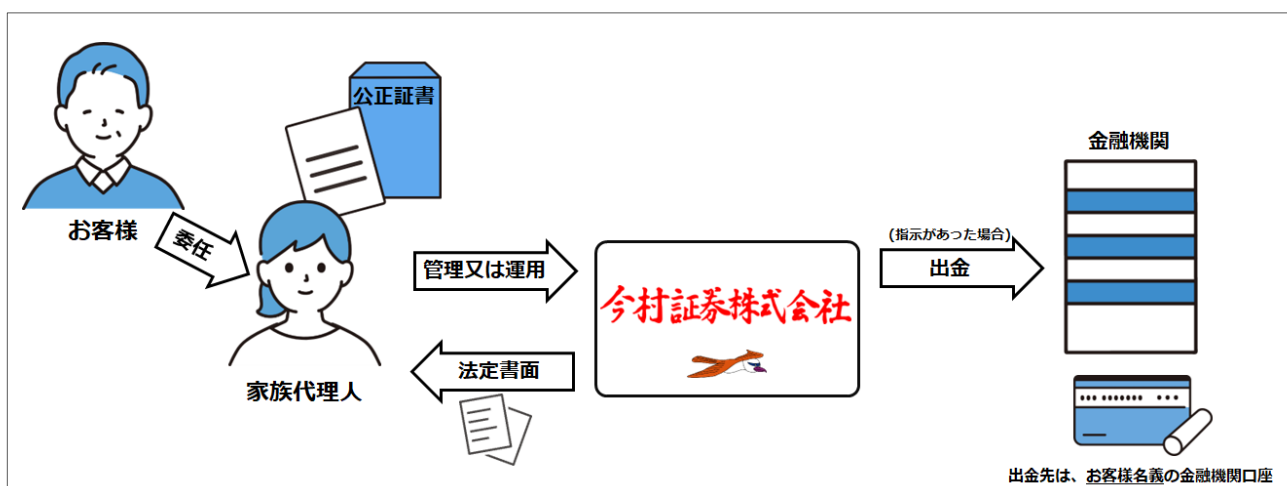
1. サービスの内容

「家族サポート証券口座」とは、お客様があらかじめ信頼できるご家族を代理人（以下「家族代理人」）に指定し、お客様の認知判断能力低下・喪失後や認知判断能力の低下前に代理取引を開始することで、家族代理人による資産の適切な管理・保全・運用・処分等を通じて、お客様の生活・看護・療養・納税等に必要な資金を確保及び給付する等して、お客様の生活の安定を図るとともに、円滑な資産の承継を目的とするものです。

当社は、本サービスを通してお客様とご家族がより安心してお取引いただけるよう努めるとともに、お客様の様々なニーズにお応えするために、引き続き、サービスの充実を図ってまいります。

2. 「家族サポート証券口座」のスキームについて

- ・ お客様及び家族代理人は、公正役場において公正証書契約を締結いただき、そのうえで「家族サポート証券口座」を設定していただきます。
- ・ お客様は、家族代理人の指定後もお取引を継続いただけますが、お客様ご本人とのお取引が困難となった場合には、家族代理人からの申し出により家族代理人とのお取引が開始され、以降、家族代理人が預り資産の管理又は運用を行います。
- ・ 当社は、家族代理人に対して継続的に面談を実施し、家族代理人とお客様との関係が良好か、成年後見の開始がないかの確認を行います。



＜ご参考＞「家族サポート証券口座」と他のサービス・制度との比較（概要）

	家族サポート 証券口座	予約型代理人	成年後見制度			
			法定後見制度			任意後見制度
			後見人	補佐人	補助人	任意後見人
代理人権限	お客様の資産の管理・運用・保全	お客様の資産の管理・保全	代理権と取消権	特定事項以外の同意権と取消権	一部の同意権と取消権	契約で定められた代理権のみ (取消権はない)
手続き時期	お客様の認知判断能力が不十分になる前	お客様の認知判断能力が不十分になる前	お客様の認知判断能力が不十分になった後			お客様の認知判断能力が不十分になる前
代理人の選任	お客様が選任	お客様が選任	家庭裁判所が選任			お客様が選任
メリット	- お客様の資産の運用を継続することができる - コストが低い	- 当社での手続きだけで資産管理・保全を代行できる - コストが低い	お客様が不必要な契約をしてしまっても取り消すことができる			お客様のご希望に沿って後見人や契約内容を決定できる
デメリット	- お客様が健康なうちにお手続きが必要 - 公証人役場にて公正証書契約の締結が必要	お客様が健康なうちにお手続きが必要	- 申立ての費用と手間がかかる - 家族が後見人になれるとは限らない			- お客様が健康なうちにお手続きが必要 - 申立ての費用と手間がかかる

「家族サポート証券口座」は、日本証券業協会の登録商標です（登録商標第 6920425 号）。

以 上